

死亡労働災害が多発しています。 安全衛生活動に積極的に取り組みましょう！

茨城県内では、５月以降、重篤な労働災害が多発し、６月２０日までの２か月弱の期間に全産業を通じて６名（外国人労働者２名を含む）の方が労働災害により尊い命を無くしました。今後、死亡労働災害の増加が懸念される緊急事態となっています。

このため、茨城労働局（福元俊成局長）から、労働災害防止団体や業界団体に対しての緊急要請（「死亡労働災害防止対策等の強化について」）が有りました。

つきましては、安全衛生活動の総点検、雇い入れ時教育の徹底、日常の安全衛生活動の活性化及び熱中症対策などへの積極的な取り組みをお願いします。

（詳細は、次ページ以降を参照ください）

茨労発基 0620 第 2 号の 2
令和元年 6 月 24 日

建設業労働災害防止協会 茨城県支部
支部長 石 津 健 光 殿

茨 城 労 働 局 長

死亡労働災害防止対策等の強化について（緊急要請）

平素より、労働災害防止をはじめとする労働基準行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県内の労働災害について、今年に入ってから、4月末現在（速報値）で死亡者数が3人となり、近年で最も少ない状況となっていました。

しかしながら、5月に入ってから建設・製造現場等において、機械にはさまれる等により、立て続けに6人の死亡災害（うち2人が外国人）が発生しており、今年には既に9人の尊い命が失われています。また、この他にもリサイクル工場で2件の大規模な火災が発生しているなど、死亡労働災害等の増加が懸念される緊急事態となっています。

茨城労働局では、第13次労働災害防止推進計画の2年目を迎えた本年において、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行う等、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところですが、急激に増加している死亡労働災害に歯止めをかけるためには、それぞれの事業場において、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって計画的かつ継続的な安全衛生活動に取組むことが重要となります。

また、全国安全週間が7月1日から7日まで、その実効をあげるための準備として、全国安全週間準備期間が6月1日から30日までそれぞれ実施され、各職場で労働災害防止の重要性を認識し、安全衛生活動の着実な実施を図ることとしています。

このような状況を踏まえ、別添のとおり「死亡労働災害防止対策等の強化について（緊急要請）」を行いますので、貴団体におかれましては、労働災害防止の取組を一層強化していただくとともに、傘下会員事業場への周知につきましても、特段の御配慮をお願いいたします。

【添付資料】

- 資料 1 令和元年 死亡災害事例
- 資料 2 第 92 回 全国安全週間リーフレット
- 資料 3 外国人労働者に対する安全衛生教育リーフレット
- 資料 4 STOP！熱中症 クールワークキャンペーンリーフレット

死亡労働災害防止対策等の強化について(緊急要請)

茨城労働局では、第13次労働災害防止推進計画（計画期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日）の2年目を迎えた本年において、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な取組を行うなど、労働災害の減少に向けた各種施策を推進しているところです。

このような中、茨城県内の労働災害については、4月末現在（速報値）で休業4日以上之死傷者数が664人、うち死亡者数が3人となり、近年で最も少ない状況となっていました。

しかしながら、5月以降、建設・製造現場等において、機械にはさまれる等により、立て続けに6人の死亡災害（うち2人が外国人）が発生しており、今年に入ってから既に9人の尊い命が失われています。また、この他にもリサイクル工場で2件の大規模な火災が発生しているなど、死亡労働災害などの増加が懸念される緊急事態となっています。

この急激な死亡労働災害の増加傾向に歯止めをかけるためには、それぞれの事業場において、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって計画的かつ継続的な安全衛生活動に取り組むことが重要となります。

事業場の皆様におかれましては、7月1日から展開されます「全国安全週間」を契機として、関係法令をはじめとした作業手順などの基本的なルールが守られているか、今一度総点検していただくとともに、労働者の安全意識を高揚させる下記の取組を活発化していただくよう要請いたします。

記

- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実させること。
- 3 雇入れ時教育（外国人労働者への母国語等で作業手順や安全のためのルールの理解、安全衛生教育を含む。）を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 職場点検、4S活動、危険予知活動、危険の「見える化」（図解等の工夫で分かりやすい、労働災害防止のための標識・掲示等の設置を含む。）、ヒヤリ・ハット対策、リスクアセスメントなどの日常的な安全衛生活動を活性化させること。
- 5 自覚症状の有無に関わらず、水分・塩分を積極的に取る等、熱中症予防対策を徹底すること。

令和元年6月21日
茨城労働局長 福元 俊成

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No. 1 1 月 4～5 時	貨物自動車 運転者 60 歳代 4 年	一般貨物自動 車運送業	交通事故 トラック	4 トントラックを運転して県道を走行中、反対車線にはみ出し、対向してきた 10 トントラックに衝突した。
No. 2 1 月 2～3 時	製造工 60 歳代 6 年	パン、菓子 製造業	転 倒 その他の 用 具	工場内の床に置かれた鉄製のペーパータオルホルダーの脚部に足を引っかけて転倒し、左ひざと右肩を骨折した。その後、入院中に骨折に伴う血栓症を発症し、12 日後に死亡した。
No. 3 3 月 11～12 時	その他の 製造工 60 歳代 10 年	その他の 製造業	墜落・転落 フォーク リフト	フォークリフトのフォーク部分に乗って、棚に置かれている荷物を取ろうとしたところ、足を踏み外して約 2.5 メートル下のコンクリート床上に墜落し、頭部を強打した。
No. 4 5 月 9～10 時	土工 40 歳代 15 年	上下水道 工事業	激突され 掘削用機械	下水道工事で污水管の埋戻し作業中、ドラグショベルの足元の地盤が崩れたため、ドラグショベルが前方に傾き、そのバケットが掘削溝の簡易土止めの中で地ならし作業を行っていた被災者に激突した。
No. 5 5 月 15～16 時	水産物加工工 (外国人) 30 歳代 1 ヶ月	水産食料品 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ その他の一 般動力機械	冷凍加工工場において、イワシが入ったパレットを自動で積み重ねる機械の電源を切らずに、清掃作業をしていたところ、急に動き出した機械に頭部をはさまれた。
No. 6 5 月 11～12 時	製造工 40 歳代 14 年	その他の 土石製品 製造業	飛来、落下 その他の一 般動力機械	住宅用ブロックを製造するコンクリート成型機内に残ったコンクリートかすを取り除くため、保持装置で型枠を上昇させ、成型機の外にスライドさせていた時、下枠が外れて落下し、被災者の頭部に当たった。
No. 7 5 月 6～7 時	パン、菓子 製造工 (外国人) 30 歳代 6 年	パン、菓子 製造業	はさまれ・ 巻き込まれ 食品加工用 機 械	パンを焼き上げる機械の清掃作業中、その機械の扉の安全装置を切りにした状態で、身体を機械の中に入れて金属製のトレーを清掃していたところ、別の作業者が機械を稼働させたため、動き出した機械に頭部をはさまれた。

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No. 8 6 月 14～15 時	作業員 50 歳代 14 年	倉庫業	墜落・転落	商品の積卸を行うトラックバースにおいて、商品を満載にしたかご車（重量約 500 キロ）を人力で搬送中、段差に気付かずに 1 メートル下のコンクリート面に転落し、かご車に積んでいた商品の下敷きになり、2 日後に死亡した。
			通 路	
No. 9 6 月 11～12 時	製材工 70 歳代 10 年	製材業	切れ、 こすれ	自動送材車式帯のこ盤で丸太の製材作業中、同僚がフォークリフトで丸太を運搬して仮置き台に降ろしたところ、丸太が帯のこ盤の近くにいた被災者の方向に転がったため、逃げようとした際、帯のこ盤の刃部に左上肢（左腕部分）が触れて、巻き込まれ、左腕部から切断し、死亡した。
			帯のこ盤	

（注）死亡災害事例は速報であり、令和元年 6 月 20 日現在の労働者死傷病報告から集計したもの。

全国安全週間

期 間 : 令和元年7月1日(月)～7日(日)

【準備期間: 令和元年 6月1日(土)～30日(日)】

スローガン

あら じだい
新たな時代に PDCA
きず さいしょくば
みんなで築こう ゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で92回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、平成30年の労働災害については、死亡災害は過去最低となりました。しかし、休業4日以上之死傷災害については、転倒災害の増加等により3年連続で前年を上回ります。また、平成30年には、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者などの関係者が重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」や、企業での自主的な安全衛生管理のための取組を体系的かつ継続的に実施するための仕組みである「労働安全衛生マネジメントシステム」に関するJISが制定されました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場」のスローガンのもと、事業者が労働者の協力の下に、マネジメントシステムの基本をなす PDCA サイクル「計画(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 改善(Act)」という一連の過程」を確立し、事業場での自主的な安全衛生管理をより一層推進するとともに、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成31年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

実施者の実施事項

① 安全衛生生活活動の推進

ア. 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任 (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化 (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施 (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実 (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底 (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ. リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ. その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア. 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項 a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用 b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施 d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保 (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策 a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施 b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ. 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進 (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施 (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ. 林業の労働災害防止対策

(ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施 (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施 (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施 (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知 (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化 (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア. 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置 (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施 (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ. 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施 (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発 (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施 (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (オ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ. 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)

(ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施 (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取 (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施 (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請 (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省 安全衛生



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>

中央労働災害防止協会 安全週間



あんぜんプロジェクト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

あんぜんプロジェクト



職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

職場のあんぜんサイト



詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

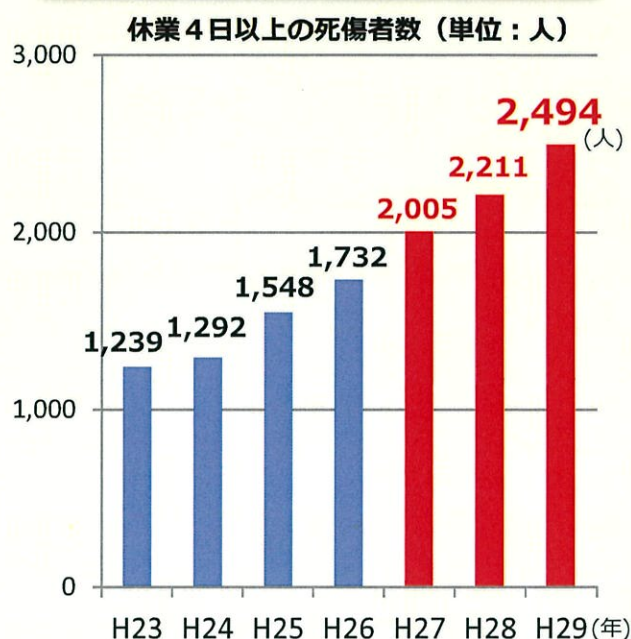
外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は**毎年2,000件を超えています**。

外国人労働者が労働災害に被災しないため、また労働災害の加害者とならないためにも、外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施するとともに、**作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらう工夫が必要です**。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための安全衛生教育等自主点検表		☒
1	安全衛生教育の実施 安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	☐
2	作業手順の理解 母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	☐
3	指示・合図の理解 労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	☐
4	標識・掲示の理解 労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	☐
5	免許・資格の所持 免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。	☐

！ 労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（裏面を参照してください）。
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

施行日：平成31年1月8日

※ 「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

2019. 1

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和元年5月～9月

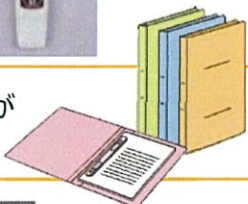
— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）



事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）		
☐	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS 規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
☐	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
☐	服装などの検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。送風機能のある作業服やクールベストなども検討しましょう。 
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。 
☐	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。 
☐	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R元.5)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

☐ 暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐	暑さ指数を下げるための設備の設置	
☐	休憩場所の整備	
☐	涼しい服装など	
☐	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 単独作業を控え 、暑さ指数に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
☐	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。 
☐	水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
☐	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。 
☐	<u>日常の健康管理など</u>	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。 
☐	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。 

STEP 3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよい

☐ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょう。

